

災害事例

業 種：小売業

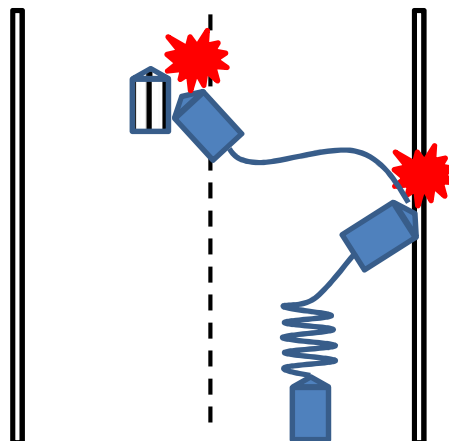
被災者：20代女性 経験年数6か月

20代男性 経験年数3年

傷病名：頭頸部外傷症候群(いわゆる「むち打ち症」)

休業見込：2週間

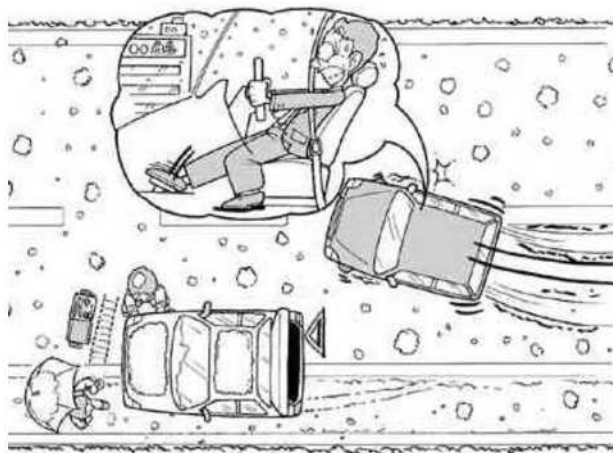
災害発生日時：平成31年4月初旬 午後5時30分



<発生状況>

高速道路で県内を走行中に、トンネルを抜けたところで、前方に単独事故で停車している車両が見えたため、とっさにブレーキを踏んだところ、それまでなかった路面の積雪によりスリップし、自動車のコントロールを失い、中央側ガードレールに接触し、更に、横を走っていた自動車の側面にも接触した。

運転手を含め4人が同乗しており、うち2名が負傷した。



<解説>

季節外れの雪であったことに加えて、県内には長いトンネルが存在するため、トンネル出口で路面状態が大きく変化し、交通事故の原因となったものです。

自動車での遠方への出張の場合には、移動距離と天候などを考慮して、移動にかかる時間を予定し、余裕のある出発時間を定めましょう。また、豪雪・豪雨・季節外れの雪などが発生した場合や予報された場合には、遠方の出張者に異常気象を連絡し、勤務を切り上げたり、帰還日を変更するなどの対応を行いましょう。また、出張者への連絡の際は、運転中に運転手が電話対応をせざるを得ない状況にならないよう電話をする時間や相手を考慮しましょう。

遠方への複数の出張や近距離であっても、マイクロバス、ワゴン車等の自動車によって労働者を送迎する場合は、使用する自動車の運転に必要な資格を有する者のうちから特に十分に技能を有する適格者を指名することが大切です。

なお、運送業務に限らず、業務で運転する場合には、交通法規、運転時の注意事項、運転日前日の十分な睡眠時間確保、飲酒による運転への影響など運転者が遵守すべき事項や体調の維持等の必要性に関する事項を教育するとともに、運転開始前に、疾病、疲労、飲酒などにより安全な運転ができないことのおそれの有無について点呼等により確認することが必要です。